

筑北村防災ラジオ運用マニュアル

1 趣旨

このマニュアルは、筑北村防災ラジオの取扱いについて定めるもののほか、コミュニティエフエム（以下「あづみ野エフエム放送」という。）との連携及び扱いに係る細部について定めるものとする。

2 通信内容

防災ラジオを使用して緊急割込み放送を取り扱うことができる通信の範囲は次のとおりとする。

(1) 緊急非常通信

ア 全国瞬時警報システム（J-アラート）の情報

事象等	放送内容	情報提供元等	その他の情報伝達媒体
国民保護	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、航空攻撃情報、弾道ミサイルに関する攻撃情報、大規模テロ情報	消防庁	防災行政無線（屋外拡声子局）
地震	緊急地震速報 推定震度4以上	気象庁	防災行政無線（屋外拡声子局）
	地震速報 震度4以上	気象庁	防災行政無線（屋外拡声子局）
気象	警報（大雨・暴雨・暴風雨・大雪・洪水） 特別警報（大雨単独・大雨単独以外）	気象庁	防災行政無線（屋外拡声子局）

イ 気象情報等により災害の発生または発生の予想される場合の緊急情報及び避難に関する情報

気象情報等	放送内容	情報提供元等	その他の情報伝達媒体
状況に応じて	大雨等に係る注意喚起	長野地方気象台	・ 防災行政無線（屋外拡声子局）
・ 大雨警報 ・ 洪水警報、 河川水位の上昇が予見される場合など	警戒レベル3 高齢者等避難	災害対策本部	・ 防災行政無線（屋外拡声子局） ・ 緊急速報メール ・ 長野県防災情報システム

・土砂災害警戒情報 ・河川の氾濫が想定される場合など	警戒レベル4 避難指示	災害対策本部	
・特別警報 ・災害発生	警戒レベル5 緊急安全確保	災害対策本部	

ウ 地震により災害の発生または災害の発生するおそれがある場合の緊急情報及び避難に関する情報

事象等	放送内容	情報提供元等	その他の情報伝達媒体
地震	注意喚起（状況に応じて）	災害対策本部	・防災行政無線（屋外拡声子局）
	避難所開設及び運営の情報伝達	災害対策本部	・防災行政無線（屋外拡声子局） ・長野県防災情報システム

エ その他の情報

事象等	放送内容	情報提供元等	その他の情報伝達媒体
甚大な被害が予想される大規模火災、林野火災	情報提供 警戒区域の設定 近隣住民への注意喚起、避難情報	・松本広域消防局 ・筑北村消防団	・防災行政無線（屋外拡声子局）
	避難所開設、避難場所の情報伝達	災害対策本部	・防災行政無線（屋外拡声子局） ・緊急速報メール ・長野県防災情報システム
村民の生命に危険が及ぶと予想される被疑者逃亡事件などに関する情報	情報提供 ※警察署から放送依頼を受けたものに限る	安曇野警察署	・防災行政無線（屋外拡声子局）
有害鳥獣	情報提供	産業課	

(熊・猪等) 出没情報	※村民の生命及び生活に重大な影響を及ぼすことの発生、または発生するおそれがある場合に限る		
行方不明者捜索のための情報提供依頼	協力依頼 ※警察署から放送依頼を受けたものに限る	安曇野警察署	
大規模停電情報	情報提供 ※村民の生命及び生活に重大な影響を及ぼすことの発生、または発生するおそれがある場合に限る	中部電力株式会社	
主要生活道路に関する情報		・建設課 ・松本建設事務所	
大規模断水情報、給水等の情報		建設課	
その他（不発弾処理、大気汚染、有害物質発生事案、感染症等）		・自衛隊 ・長野県 ・安曇野警察署 ・松本広域消防局 ・総務課、住民福祉課	
村総合防災訓練及び村で行う各種通信試験等	村総合防災訓練 避難訓練など 各種通信試験 Jアラート通信試験など	総務課	内容に応じて情報伝達方法を指定

(2) 通信試験

ア 緊急割込みシステムと防災ラジオの正常性及び通信状況の確認、起動・終了信号の受信状況について、毎月10日と25日の午後0時35分から筑北村役場放送室または宿直室より試験放送を実施する。

なお、試験日は閉庁日にあたる場合は、あづみ野エフエム放送において実施することとする。

試験放送文については、下記「防災ラジオ試験放送文」のとおりとする。

イ 機器の調整等に要する試験放送については、総務課長の指示により、必要に応じその都度行う。

3 運用条件

(1) 緊急割込み放送の実施にあたっては、前項(1)アについては、受信と同時に割込

み放送を行う。前項（１）イからエを筑北村役場放送室または宿直室から放送する場合は、事前にあづみ野エフエム放送に連絡し、割込み放送を行う。

日時	連絡先	電話番号（ファクシミリ番号）
平日 （午前7時～午後7時）	あづみ野エフエム 放送局	62-0208
上記以外（第1）	あづみ野エフエム 放送局長	080-2372-0137
（第2）	あづみ野エフエム 放送局ファクシ ミリ	（ファクシミリ番号） 0263-87-0103 ※様式は別紙1

（２）通信の取扱い時間は、前項（１）アについては、時間の制限はなく受信と同時に割込み放送を行う。前項（１）イからエについては、原則として午前7時から午後7時までとする。ただし、災害情報（緊急情報、避難情報等）はこの限りでない。

（３）通信（放送）の判断は総務課長及びその代行者が行うものとする。

4 あづみ野エフエム放送の責務

（１）緊急割込み放送は、その性質上、番組放送中に緊急放送に切替わることから、聴取者及び広告利用者等に十分周知し、トラブルの防止に努めること。

（２）休日の試験放送など、あづみ野エフエム放送で緊急割込み放送を実施した場合は、総務課長まで報告すること。

（３）あづみ野エフエム放送への放送依頼の方法、緊急連絡先の序列については、毎年度当初に双方で協議する。

5 障害の通報

通信機器等に障害が生じた場合は、速やかに総務課長に報告する。

附 則

このマニュアルは、令和元年11月1日から施行する。

このマニュアルは、令和2年7月1日から施行する。

このマニュアルは、令和3年9月6日から施行する。

このマニュアルは、令和4年10月20日から施行する。

防災ラジオ試験放送文 2(2)ア関係

こちらは、広報ちくほくです。

ただいま、防災ラジオ（と防災行政無線屋外スピーカー）の試験放送を行っています。

ただいま、防災ラジオ（と防災行政無線屋外スピーカー）の試験放送を行っています。

次回の試験放送は 月 日、昼12時35分から行います。

これで、試験放送を終了します。

以上、広報ちくほくでした。

<h2>緊急割込み放送依頼書</h2>	
送信年月日	令和_____年_____月_____日 (_____時_____分)
受領先	あづみ野エフエム放送株式会社 御中 (FAX: 87-0103)
枚数	送信票を含め 1枚
送 信 者	担当課 〒399-7501 長野県東筑摩郡筑北村西条 4195 番地 筑北村役場 総務課 総務係
	送信者氏名 _____課 氏名 _____
	電話番号等 電話番号: 0263-66-2111 ファクシミリ: 0263-66-3370 Eメールアドレス: soumu@vill.chikuhoku.lg.jp
筑北村防災ラジオの緊急割込み放送を以下の理由で行いたいのので、依頼します。	
() 気象に関する緊急(避難)情報 () 地震に関する緊急(避難)情報	
() 大規模火災もしくは大規模林野火災 () 被疑者逃亡事件	
() 有害鳥獣出没情報 () 行方不明者に関する情報	
() 大規模停電 () 主要生活道路に関する情報	
() 断水による給水車情報	
() その他 _____	
放送時間等を打ち合わせたいので、ご連絡ください。	

※該当する放送内容に○をしてください。

FAX番号
87-0103